

A2 訪問型サービス(独自)サービスコード表(共生型)

久喜市 令和4年4月～

ア 指定居宅介護事業所において「基礎研修課程修了者等」が共生型訪問型サービスを行う場合、使用します。(70/100)

サービスコード	種類	項目	サービス内容略称	算定項目	合成 単位数	算定 単位
A2		1121	訪問型独自サービスⅠ／2	イ 共生型訪問型サービス費(独自)(Ⅰ)(居宅介護1) 事業対象者・要支援1・2(週1回程度)		823 1月につき
A2		2121	訪問型独自サービスⅠ／2日割	イ 共生型訪問型サービス費(独自)(Ⅰ)(居宅介護1) 事業対象者・要支援1・2(週1回程度)		27 1日につき
A2		1221	訪問型独自サービスⅡ／2	ロ 共生型訪問型サービス費(独自)(Ⅱ)(居宅介護1) 事業対象者・要支援1・2(週2回程度)		1,644 1月につき
A2		2221	訪問型独自サービスⅡ／2日割	ロ 共生型訪問型サービス費(独自)(Ⅱ)(居宅介護1) 事業対象者・要支援1・2(週2回程度)		54 1日につき
A2		1331	訪問型独自サービスⅢ／2	ハ 共生型訪問型サービス費(独自)(Ⅲ)(居宅介護1) 事業対象者・要支援1・2(週2回を超える程度)		2,609 1月につき
A2		2331	訪問型独自サービスⅢ／2日割	ハ 共生型訪問型サービス費(独自)(Ⅲ)(居宅介護1) 事業対象者・要支援1・2(週2回を超える程度)		86 1日につき
A2		6001	訪問型独自サービス同一建物減算	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	所定単位数の 10% 減算	1月につき
A2		8000	訪問型独自サービス特別地域加算	特別地域加算	所定単位数の 15% 加算	1月につき
A2		8001	訪問型独自サービス特別地域加算日割		所定単位数の 15% 加算	1日につき
A2		8100	訪問型独自サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算	所定単位数の 10% 加算	1月につき
A2		8101	訪問型独自サービス小規模事業所加算日割		所定単位数の 10% 加算	1日につき
A2		8110	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	所定単位数の 5% 加算	1月につき
A2		8111	訪問型独自サービス中山間地域等加算日割		所定単位数の 5% 加算	1日につき
A2		4011	訪問型独自サービス初回加算／2	チ 初回加算	200 単位加算	200 1月につき
A2		4013	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ／2	リ 生活機能向上連携加算 (1)生活機能向上連携加算(Ⅰ)	100 単位加算	100
A2		4012	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ／2	リ 生活機能向上連携加算 (2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200 単位加算	200
A2		6269	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	ヌ 介護職員処遇改善加算 (1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の 137/1000 加算	
A2		6270	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ	ヌ 介護職員処遇改善加算 (2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の 100/1000 加算	
A2		6271	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅲ	ヌ 介護職員処遇改善加算 (3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の 55/1000 加算	

※ 特別地域加算、中山間地域等における小規模事業所加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算及び介護職員処遇改善加算は、通常の訪問型サービスのサービスコードと共通して使用しています。

イ 指定居宅介護事業所において、「重度訪問介護研修修了者」が共生型訪問型サービスを行う場合、使用します。(93/100)

久喜市 令和4年4月～

サービスコード	種類	項目	サービス内容略称	算定項目	合成 単位数	算定 単位
A2		1131	訪問型独自サービスⅠ／3	イ 共生型訪問型サービス費(独自)(Ⅰ)(居宅介護2) 事業対象者・要支援1・2(週1回程度)		1,094 1月につき
A2		2131	訪問型独自サービスⅠ／3日割	イ 共生型訪問型サービス費(独自)(Ⅰ)(居宅介護2) 事業対象者・要支援1・2(週1回程度)		36 1日につき
A2		1231	訪問型独自サービスⅡ／3	ロ 共生型訪問型サービス費(独自)(Ⅱ)(居宅介護2) 事業対象者・要支援1・2(週2回程度)		2,185 1月につき
A2		2231	訪問型独自サービスⅡ／3日割	ロ 共生型訪問型サービス費(独自)(Ⅱ)(居宅介護2) 事業対象者・要支援1・2(週2回程度)		72 1日につき
A2		1341	訪問型独自サービスⅢ／3	ハ 共生型訪問型サービス費(独自)(Ⅲ)(居宅介護2) 事業対象者・要支援1・2(週2回を超える程度)		3,466 1月につき
A2		2341	訪問型独自サービスⅢ／3日割	ハ 共生型訪問型サービス費(独自)(Ⅲ)(居宅介護2) 事業対象者・要支援1・2(週2回を超える程度)		114 1日につき
A2		6001	訪問型独自サービス同一建物減算	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	所定単位数の 10% 減算	1月につき
A2		8000	訪問型独自サービス特別地域加算	特別地域加算	所定単位数の 15% 加算	1月につき
A2		8001	訪問型独自サービス特別地域加算日割		所定単位数の 15% 加算	1日につき
A2		8100	訪問型独自サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算	所定単位数の 10% 加算	1月につき
A2		8101	訪問型独自サービス小規模事業所加算日割		所定単位数の 10% 加算	1日につき
A2		8110	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	所定単位数の 5% 加算	1月につき
A2		8111	訪問型独自サービス中山間地域等加算日割		所定単位数の 5% 加算	1日につき
A2		4021	訪問型独自サービス初回加算／3	チ 初回加算	200 単位加算	200 1月につき
A2		4023	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ／3	リ 生活機能向上連携加算 (1)生活機能向上連携加算(Ⅰ)	100 単位加算	100
A2		4022	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ／3	リ 生活機能向上連携加算 (2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200 単位加算	200
A2		6269	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	ヌ 介護職員処遇改善加算 (1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の 137/1000 加算	
A2		6270	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ	ヌ 介護職員処遇改善加算 (2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の 100/1000 加算	
A2		6271	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅲ	ヌ 介護職員処遇改善加算 (3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の 55/1000 加算	

※ 特別地域加算、中山間地域等における小規模事業所加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算及び介護職員処遇改善加算は、通常の訪問型サービスのサービスコードと共通して使用しています。

ウ 指定居宅介護事業所において、「基礎研修課程修了者等」及び「重度訪問介護研修修了者」以外の者が共生型訪問型サービスを行う場合、使用します。(100/100)

久喜市 令和4年4月～

サービスコード	種類	項目	サービス内容略称	算定項目	合成 単位数	算定 単位
A2		1141	訪問型独自サービスⅠ／4	イ 共生型訪問型サービス費(独自)(Ⅰ)(居宅介護3) 事業対象者・要支援1・2(週1回程度)		1,176 1月につき
A2		2141	訪問型独自サービスⅠ／4日割	イ 共生型訪問型サービス費(独自)(Ⅰ)(居宅介護3) 事業対象者・要支援1・2(週1回程度)		39 1日につき
A2		1241	訪問型独自サービスⅡ／4	ロ 共生型訪問型サービス費(独自)(Ⅱ)(居宅介護3) 事業対象者・要支援1・2(週2回程度)		2,349 1月につき
A2		2241	訪問型独自サービスⅡ／4日割	ロ 共生型訪問型サービス費(独自)(Ⅱ)(居宅介護3) 事業対象者・要支援1・2(週2回程度)		77 1日につき
A2		1351	訪問型独自サービスⅢ／4	ハ 共生型訪問型サービス費(独自)(Ⅲ)(居宅介護3) 事業対象者・要支援1・2(週2回を超える程度)		3,727 1月につき
A2		2351	訪問型独自サービスⅢ／4日割	ハ 共生型訪問型サービス費(独自)(Ⅲ)(居宅介護3) 事業対象者・要支援1・2(週2回を超える程度)		123 1日につき
A2		6001	訪問型独自サービス同一建物減算	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	所定単位数の 10% 減算	1月につき
A2		8000	訪問型独自サービス特別地域加算	特別地域加算	所定単位数の 15% 加算	1月につき
A2		8001	訪問型独自サービス特別地域加算日割		所定単位数の 15% 加算	1日につき
A2		8100	訪問型独自サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算	所定単位数の 10% 加算	1月につき
A2		8101	訪問型独自サービス小規模事業所加算日割		所定単位数の 10% 加算	1日につき
A2		8110	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	所定単位数の 5% 加算	1月につき
A2		8111	訪問型独自サービス中山間地域等加算日割		所定単位数の 5% 加算	1日につき
A2		4031	訪問型独自サービス初回加算／4	チ 初回加算	200 単位加算	200 1月につき
A2		4033	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ／4	リ 生活機能向上連携加算 (1)生活機能向上連携加算(Ⅰ)	100 単位加算	100
A2		4032	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ／4	リ 生活機能向上連携加算 (2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200 単位加算	200
A2		6269	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	ヌ 介護職員処遇改善加算 (1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の 137/1000 加算	
A2		6270	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ	ヌ 介護職員処遇改善加算 (2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の 100/1000 加算	
A2		6271	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅲ	ヌ 介護職員処遇改善加算 (3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の 55/1000 加算	

※ 特別地域加算、中山間地域等における小規模事業所加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算及び介護職員処遇改善加算は、通常の訪問型サービスのサービスコードと共通して使用しています。

エ 指定重度訪問介護事業所が共生型訪問型サービスを行う場合、使用します。(93/100)

久喜市 令和4年4月～

サービスコード	サービス内容略称	算定項目	合成 単位数	算定 単位
A2 1151	訪問型独自サービスⅠ／5	イ 共生型訪問型サービス費(独自)(Ⅰ)(重) 事業対象者・要支援1・2(週1回程度)	1,094	1月につき
A2 2151	訪問型独自サービスⅠ／5日割	イ 共生型訪問型サービス費(独自)(Ⅰ)(重) 事業対象者・要支援1・2(週1回程度)	36	1日につき
A2 1251	訪問型独自サービスⅡ／5	ロ 共生型訪問型サービス費(独自)(Ⅱ)(重) 事業対象者・要支援1・2(週2回程度)	2,185	1月につき
A2 2251	訪問型独自サービスⅡ／5日割	ロ 共生型訪問型サービス費(独自)(Ⅱ)(重) 事業対象者・要支援1・2(週2回程度)	72	1日につき
A2 1361	訪問型独自サービスⅢ／5	ハ 共生型訪問型サービス費(独自)(Ⅲ)(重) 事業対象者・要支援1・2(週2回を超える程度)	3,466	1月につき
A2 2361	訪問型独自サービスⅢ／5日割	ハ 共生型訪問型サービス費(独自)(Ⅲ)(重) 事業対象者・要支援1・2(週2回を超える程度)	114	1日につき
A2 6001	訪問型独自サービス同一建物減算	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	所定単位数の 10% 減算	1月につき
A2 8000	訪問型独自サービス特別地域加算	特別地域加算	所定単位数の 15% 加算	1月につき
A2 8001	訪問型独自サービス特別地域加算日割	特別地域加算	所定単位数の 15% 加算	1日につき
A2 8100	訪問型独自サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算	所定単位数の 10% 加算	1月につき
A2 8101	訪問型独自サービス小規模事業所加算日割	中山間地域等における小規模事業所加算	所定単位数の 10% 加算	1日につき
A2 8110	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	所定単位数の 5% 加算	1月につき
A2 8111	訪問型独自サービス中山間地域等加算日割	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	所定単位数の 5% 加算	1日につき
A2 4041	訪問型独自サービス初回加算／5	チ 初回加算	200 単位加算	200 1月につき
A2 4043	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ／5	リ 生活機能向上連携加算 (1)生活機能向上連携加算(Ⅰ)	100 単位加算	100
A2 4042	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ／5	リ 生活機能向上連携加算 (2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200 単位加算	200
A2 6269	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	ヌ 介護職員処遇改善加算 (1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の 137/1000 加算	
A2 6270	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ	ヌ 介護職員処遇改善加算 (2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の 100/1000 加算	
A2 6271	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅲ	ヌ 介護職員処遇改善加算 (3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の 55/1000 加算	

※ 特別地域加算、中山間地域等における小規模事業所加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算及び介護職員処遇改善加算は、通常の訪問型サービスのサービスコードと共通して使用しています。